

## 中国経済特区の若干の問題について

董 成 美  
西 村 幸次郎 訳

### 一 経済特区とは何か

われわれの言うのは経済特区であって、憲法第三一条に言う特別行政区ではない。憲法の言う特別行政区は、将来的に台湾問題および香港、マカオ等の問題を解決する際に採用する方法を指す。

ある人は、中国の広東、福建両省が特区であると言い、また、ある人は、福建の廈門および広東の汕頭、深圳、珠海の諸都市が特区であると言う。この二つの言い方は、いずれも的確でない。中国には当面四つの経済特区、すなわち廈門、汕頭、深圳、珠海が存在している、と一般的には言ってよい。しか

中国経済特区の若干の問題について

し、われわれの指す特区は、廈門市について一九八二年二月に中央が全市を特区に画すると決定した以外、その他の三市はいずれも一定の地区を画して経済特区とする。例えば、深圳の全域は二〇二〇平方キロメートルあり、その中の三二七・五平方キロメートル、すなわち、東は塩田公社の裏側から西南へ蛇口にのびる海岸線を北とし、梧桐山、平台山脈に沿う南の狭長の地帯のみを画して特区とする。珠海市は六・八一平方キロメートルを画し、また、汕頭市は、一・六平方キロメートルを画して特区とする。今後面積を拡大する必要があるか否か、もしくは全市を特区にするかどうかは、実際の必要を見なければならぬ。一九八四年四月、中央はさらに一四の沿岸都市、すなわ

ち、大連、秦皇島、天津、烟台、青島、連雲港、南通、上海、寧波、温州、福州、広州、湛江、北海を開放することを決定した。最近、海南島を加えた。これらの都市で条件のあるものは、経済開発区を建設する。

経済特区が特区たる所以は、とくにどんな点にあるのか。

経済特区は、国内のその他の地区と異なる特殊な経済区域を指す。主に、それが特殊な経済政策および特殊な经济管理体制を実行することを指す。その主な特徴は次の通りである。(1) 国家の法律もしくは地方的法規の形態が特区の性質、体制、金融貨幣、労働賃金、税収、投資、治安、行政管理、文化教育、対外関係等を規定する。対外的には、特殊政策を一般に実行する地区に比べていっそう開放的政策を実施する。関税と所得税の減免および外国為替の管理において、外からの投資者に十分な優遇を与える。(2) 特区は管理機構を設立し、国家の法制にもとづいて特区の各種の条例・制度を制定・改正・解釈し、特区の内外事務を処理する全権をもつ。(3) 特区は経済を発展させるために、主に外資（華僑資本、香港・マカオ・華僑資本および外国資本）を利用し、先進的技術と設備および経営管理の方法を導入する。特区では、多種の経済要素が併存し、合資企業と外資企業を主とする。(4) 特区は、外資を利用するために区分された保税区域である。特区内の製品は輸出に向けられ、サービス

業も投資家を主要なサービス対象とする。(5) 特区は市場経済、対外開放、対内隔離を実施し、特区と非特区には明確な境界線がある。

## 二 世界には経済特区がどれだけ存在するか

当面、世界のある国家または地区の交通の便利な所では、一定の範囲を画して、対外経済活動において若干の特殊な開放政策をとり、減・免税を行ない、良い基礎施設を提供する等の優遇方法を用い、貿易または三角貿易を発展させ、もしくは外国商社の資本と技術を吸収し、加工輸出工業およびその他の事業を発展させ、それによって就業を増大し、輸出を拡大し、外貨を手に入れ、経済発展の目的を達成する。このような地区はかなり多いのであり、それぞれの国家のやり方と名称は必ずしも同じでない。ある場合は、自由港、自由貿易区、輸出加工区、外国貿易地帯、輸出加工工業村、等々と呼ばれる。中国では経済特区と呼ばれる。国際的にはこれらの地区に対して現在までのところ統一した名称がない。一九八三年の末まで、全世界にはおよそ四二〇余りのさまざまな特区があり、多くの国家または地区に行き渡っている。その中で、自由貿易区に属するものが約三〇〇余り、輸出加工区に属するものが約一〇〇余りである。分布状況は次の通りである。つまり、アジアが四〇余り、

アフリカが一四、ラテンアメリカが八〇余り、ヨーロッパが九〇余り、北アメリカが八〇余り、大洋洲が一つである。

アメリカは世界で経済特区の最も多い国家であり、全部で七三の対外貿易区があり、世界の特区の六分の一を占める。スイスには二八の自由貿易区、シリアには一五の自由貿易区、ユーゴスラビアには一一の自由関税区、マレーシアには一〇の自由貿易区、イタリヤには九つの自由貿易区、西ドイツ・フィンランドにはそれぞれ六つの自由貿易区、インドには二つの輸出加工区がある。中国の経済特区は世界の一パーセントに達しない。ここから見られるように、経済特区は発達した国家にあるだけでなく、発展途上国にもあり、資本主義国家にもあり、社会主義国家にもある。それは比較的広く分布し、対外経済貿易において相当に成功をおさめている方法・手段である。

当面の経済特区には数種の異なる形態がある。

すなわち、その一は自由港と呼ばれ、それは歴史的にもっとも早く現われた経済特区（イタリヤの、一五四七年にリボルノ湾に創設された免税自由港）である。自由港には、また完全に自由港と制限自由港の二種類がある。いわゆる完全自由港とは、それが税関の管轄範囲に属さないことを指し、一切の外国商品は免税で輸出入できる。自由港内で貯蔵、包装もしくはその他の作業を行なっても税関の監督を受けない。外国商品が自由港

から所在国の税関の管轄区に入ったときのみ納税しなければならない。制限自由港は少数の輸入商品に対してのみ関税を徴収するか、異なる程度の貿易統制を実施するが、その他の商品は免税待遇を享受する。香港、シンガポール等はいずれも制限自由港に属する。

その二は自由貿易区と呼ばれ、若干の国家において交通の便利な港に一定の区域を画し、税関の管轄区の境界外に置き、関税および複雑な税関手続等の貿易上の障害を完全に取り除き、行政管理上の報告手続を行なうだけで、外国船舶は自由に入入りでき、商品も免税輸入でき、区内では自由に貯蔵、等級分け、あらたな包装、加工製造し、その後さらに免税輸出し、それによって外国船舶を入港させるようにし、貿易および三角貿易を進展させる。

その三は輸出加工区と呼ばれる。つまり、ある国家または地区の港、飛行場付近の交通の便利なところに、一定の区域を画し、水道・電気、道路、通信、標準工場等の基礎施設を充分につくり、優遇の方法によって外国投資を吸収し、国際市場において競争能力を有する加工輸出工業を進展させ、それによって外資の利用、技術の導入、就業の増大、外貨の吸収等の目的を達成する。国際的に加工区の共通の特徴は次の諸点である。つまり、(1) 全体的計画と水道・電気の供給等の基礎施設を充分に

つくり、外資の投資のために良い環境を創造する。(2)管理権力は統一的で、機械で高い能率の指導グループを有する。(3)外資導入のための一連の優遇条件と方法を制定する。(4)減税または免税によって加工製造に必要な道具、部品および原料を輸入し、その製品の大部分は免税または減税で輸出することができ、少量の製品は国内に売って関税を追加的に支払わなければならない。

輸出加工区は、五〇年代末に出現した、新しい形態の経済特区である。輸出加工区と自由貿易区の区別は次の点にある。つまり、自由貿易区の作用と特徴は、主に、貿易および三角貿易を發展させ、それによって設区国の経済繁栄を増大させることである。それに対して輸出加工区は、自由貿易区の船荷が自由港に出入りする便宜を利用して、投資の優遇条件、先進技術・設備の導入、経営管理知識および市場関係を規定して、輸出を主とする製造工業と各種の経済事業を發展させ、設区国の経済繁栄を促進する。

最後の種類は外国貿易地帯と呼ばれ、これは主にアメリカの少数の州もしくは一州の一定の地区が設置するもので、その目的は外国貿易地帯の経済を發展させ、地帯で使用する機械、設備、原料および消費材を免税もしくは減税で輸入することができ、るようになるものである。ただし、商品は外国貿易地帯から

税関管制区に入った場合に規定に照らして納税しなければならぬ。外国貿易地帯と自由貿易区の区別は、外国貿易地帯の輸入商品が、加工を経たのち大多数が地帯で使用され、そのあとでごく少数が輸出に用いられることにある。

### 三 中国の経済特区の設置には、いかなる理論的実践的根拠があるか

レーニン、外資を利用して社会主義を建設することに関して多くの論述をなしている。レーニン、毛主席の国家資本主義に関する理論と実践は、われわれの経済特区の指導思想である。これらの理論と実践は、われわれが経済特区を設けるのに、充分な理論的根拠を提供している。

一九二〇年代の初めに、レーニンは社会主義建設に奉仕するために創造的に国家資本主義を運用した。レーニンは、ソ連の建国の初期に、若干の工場、礦山、森林および土地の経営権を外国の資本家に租讓し、かれらが資本と設備を投下し、生産を按配し、生産物の一部分をソビエト国家に引渡し、他の一部分を利潤として外国資本家に与えた。一九二六年になって、ソ連は外国の資本家と一三五の利権契約を締結し、アメリカ、イギリス、日本等と期間を二〇年もしくは三〇年とする、マンガン、金礦、石油の開発協定を結んだことがある。レーニンは、さら

に、外国資本家と共同投資で会社（企業）を経営し、利潤は投資の比率にもとづいて分配することを提起した。一九二三年になつて、このような合営会社は二四組織された。レーニンは、かつて、何回も、利権事業と共同経営こそ国家資本主義形態である、と指摘した。

中国の経済特区はソ連の当時の利権事業、共同経営と比較すると、形態上多くの新たな発展をあげているが、性質上は同じように国家資本主義に属する。それは、両者がいずれも社会主義の条件のもとに、プロレタリア国家が自己の擁する一定の資源と労働力を用いて外国資本を利用するからであり、両者がいづれも双方の契約締結にもとづいて、プロレタリア国家が一定期間および一定範囲において使用権を一部提供してもととの所有制を改めないからであり、両者がいづれもプロレタリア国家の監督と調節を受け、実質はいずれも外国資本を利用して社会主義経済建設を進展させるからである。従つて、両者の国家資本主義の性質は全く一致するものである。

ある人は、社会主義国家はどうして国家資本主義を進展させるのか、そして、中国が三〇余年の社会主義建設を進めてきた今日、レーニンのこのような観点は過去のものとなつたと考えるにちがいない。

レーニンが利権事業を提起・推進したのは、本国の資本家と

中国経済特区の若干の問題について

地主に対して剝奪を履行した後に提起したものである。当時、ある人は、本国の資本家を追い出し、また、外国の資本家を利権事業実行のために招くことにはロシアを売る危険があるのではないかと考えた。レーニンは当時次のように指摘している。

つまり、ソビエト政権がロシアの地主と資本家を追い出したのちに、また、外国の資本家をロシアに招請したのは正しかったのであり、政治上もしくは経済上において自己にとつて大きな利点があつた。中国は一九五二年にすでに基本的に、過去において長期にわたり中国で経営してきた外資企業を処理した。一九五六年、中国は工商業の社会主義的改造を経て、民族ブルジョアジーの資本主義的工商業をすでに解決している。ある人は、かくのごとくである以上、どうして今また外国資本が中国にやつてきて投資するのを認めるのかと言う。

レーニンはソ連の社会主義建設の過程において、ロシアのような小農経済が優勢を占め、生産力の立ちおくれた国家が社会主義を建設するには、発達した資本主義国家のように、直接的な移行の方法をとりえない、という結論に達した。レーニンは、「住民の大多数が小農民的生産者であるような国では、……多くの特殊の過渡的方策によつてしか、社会主義革命を実現できな<sup>い</sup>」と指摘した。また、「われわれは資本主義を、小規模生産と社会主義のあいだの媒介環として、生産力をたかめる手

段、道、やり方、方法として、利用しなければならぬ、(とくに、これを国家資本主義の軌道に向けることによつて)と述べている。レーニンの言う「特殊の過渡的方策」と「媒介環」こそ、ブルジョアジーの資本を利用して社会主義を建設することである。

レーニンの創設した、このような理論は、生産力の発展しない若干の小農国家の社会主義建設に適用されるものであり、中国の現段階の社会主義建設にとって時代遅れとはなっていない。中国には八億の農民が存在し、協同化によつて、農民の私有制を集団的所有制に変えたのであるが、小農に対する改造はまだまだ達成されず、小生産を社会化された大生産に変えるという根本的任務もまだ解決されていない。われわれは絶対的優勢を占める公有制を確立したのであるが、その中の集団的所有制はさらに小生産の水準の上に確立され、国民経済全体について言えば、生産力水準はまだ高くなく、小生産はまだ現代的大生産によつて基本的に代えられていない。ここからわかるように、生産力の発展していない小農国家において、国家資本主義を利用して社会主義を建設するという、レーニンの理論は時代遅れにはなっていないのであり、われわれは条件のある地区において外国資本、華僑資本を吸収し、経済特区をつくることは、中国の国情と実際の状況に全く合致する。

#### 四 中国において経済特区を設立することにごん な利点があるか

われわれが経済特区を試みに行なう目的は、世界のその他の発展途上国が特区を試みに行なう目的と同一の点がある。概括して言うなら、外貨収入を増加し、外資を利用し、先進的な技術・設備を導入し、労働就業を拡大することである。

中国の建国初期において、帝国主義は経済上長期間われわれを封鎖してきた。六〇年代以降ありとあらゆる方法でわれわれを孤立させようとすする覇権主義が存在し、中国の対外関係の発展を制限し、相当の長期間にわたつて、「左」傾思潮および自給自足という自立経済思想の影響のもとに、一面的に自力更生を理解し、自分の殻にとじこもつた。とくに一〇年の動乱の期間において、国外との正常な経済的取引をすべて、「外国崇拜」、「投降売国」であると中傷し、中国の経済・科学技術水準を、発達した国家と比べてその差をますます大きくさせた。対外貿易はずっと立ち遅れた状態におかれ、われわれのような、人口一〇億の国家には全く似つかわしくない。今日、関門を閉じ鎖国をする情況はもはや房らないのであり、祖国の四つの現代化建設の必要のために、われわれは大いに対外経済貿易を発展させ、国際経済協力を促進しなければならず、輸出促進の戦

略方針をもたなければならぬとともに、輸出促進の戦略的基地をもたなければならぬ。

中国の経済特区は、輸出促進の戦略的基地の一つである。(1) 経済特区は共同、合資企業を経営し、われわれは投資家の販売ルートと商業情報システムを利用して販路を拡大し、新市場を不断に開拓することができる。(2) 特区の発展につれて、区外に對する要求がますます多くなり、区外の区内に對する販売を促進するために、特区はできるだけ国産の原材料、付属品を採用して輸入にとつてかえ、国産品の輸出量を増加することができる。(3) 特区はそのいっそう優れた条件によって、先進的技術と設備を充分に吸収し、それによって特区の製品の質を高め、さまざまな品種を増加し、製品の競争力を増強し、輸出を拡大することができる。(4) 特区の旅行事業がいっそう発展したのちに、各国からの旅行者、商人の往来が大量に増加し、内地の企業は、特区において製品の販売拡大を行なうことを通じて、商品に對する宣伝、普及を拡大し、外来商人をして中国の企業と製品を理解する機会を増加させ、それによって注文品を増加する。特区と国際市場のつながりが密接であり、それは国際市場のもっとも敏感な面を反映し、各地区は特区を通じて国際貿易の動向を理解することができ、市場調査と市場予測を充分に行ない、製品の輸出を増加することができる。

中国経済特区の若干の問題について

中国の経済特区は、先進的技術、優良な品種を導入するための基地の一つである。特区は、対外的導入、対内的連合の方式を通じて国外から導入した先進的技術、先進的管理経験を内地にもちこみ、内地が技術および管理を改革するのを援助する。例えば、深圳特区の導入した機構、その中には技術の先進的なマイクロ・ウエーブ中継ーデジタル制御交換通信システムがある。自動調温・調湿の密封式豚舎がある。良種の豚、良質の魚、多収穫のトマト等があり、このような先進的設備と優良な品種は特区において根を下したのち、しだいに内地に移す。

中国経済特区は、さらに現代的管理経験を学習し、管理要員を育成する基地の一つである。われわれは、外資企業の導入から、かれらの指導機構の手腕、高い作業効率、より合理的な労働力組織、厳正な賞罰等の有用な経営管理方法を学ぶことができる。資本主義企業が複雑多変の市場市況、弾力的経営にもとづいて、競争の中で勝利を得る経営方法を学習することができる。資本主義企業が経営の重点を製品の販売の上におき、市場調査を通じて、製品の質を改善し、各種の方式によって積極的に宣伝普及し、市場を拡大する等々を学習する。外資企業の導入を通じて、特区は、現代的管理知識を掌握する幹部の隊列および現代的生産操作技術を掌握する技術労働者を育成することができ、特区は育成基地として、国内の各地に経験に富む対外

経済工作幹部を派遣することができる。

中国の経済特区は、市場調節作用を発揮する「実験区」となることができる。われわれのこれまでの経済体制の重要な弊害は国家による高度の集中であり、一面的に経済に対して指令的な計画の調節を実行することを強調し、市場の調節を軽視し、企業は独立の経営権力をもたない。特区は市場調節作用の發揮の面で道を捜し求め、体制改革のために実験基地を提供し、特区は体制上自ら一家をなし、相当の独立性をもち、例え改革において経験不足によって生まれる若干の良くない結果も区外の地区に波及しないであろう。特区の経済は国際市場に接近し、国際市場の競争の中で生存と発展を求めなければならず、われわれに価値法則を自覚的に運用し、市場調節作用を發揮することを習得させる。価格、税収、信用貸等の経済的テコを運用して、経済活動全体を指導する。四年来、特区は体制改革の面で喜ばしい一歩を歩んでいる。例えば、労働契約制と基本賃金プラス変動賃金制の实行、投資家の単独資本もしくは合営によって経営される四七企業の労働者・職員の賃金水準がマカオを超えている。企業には優秀な労働者を選抜する権限がある。特区の労働賃金法が要求する範囲内で労働者・職員の賃金額を確定する。さらに、例えば幹部と商人を分離し、政治と経済を分離し、上級と下級の間に干渉・指導関係がなく、行政管理機構を

簡素化し、仕事の処理の段取を少なくし、活動効率を高める。例えば、深圳市ではすでに数十の市場企業が労働契約制を実行し、招商局蚊口工業区は新体制を实行し、比較的良い効果をあげている。工業区の党、政府は深圳市の指導に帰するが、その開発は招商局が責任を負い、招商局は独立経営の自主権をもち、企業の必要と政策の規定にもとづいて業務を決定し、いちいち指示を請う必要はない。その行政はしばしば簡便であり、経営効率は高い。すべての工事建設はいずれも入札を实行し、すべての入札はいずれも賞罰契約を有する。

社会主義国家が、国家主権を損なわない前提のもとに特区を設立することは、われわれが国際資本との協力を發展させ、辺境の防備をうち固めるのに有利であり、香港・マカオの人心を安定させるのに有利であり、台湾が祖国に復歸するのに有利である。もしもわれわれが特区を高度の物質文明および高度の精神文明をそなえる現代的都市にし、中国を弾力的な措置を実施する「ショー・ウィンドー」にしようとするなら、外界はこの「ショー・ウィンドー」を通じて、中国の改革の弾力性を理解し、社会主義の旺盛に發展する生命力を理解し、外国の投資者はいっそう安心してわれわれと協力するであろう。

## 五 経済特区は資本家の搾取をもたらずか

ある人は、われわれが経済特区において基礎建設をしっかりと行ない、外国資本家に単独で工場を経営、もしくは中国と合資経営してもらい、外資が労働者を雇庸できることになれば、それはわれわれがひどく資本家の搾取を受けることになるのではないかと言う。

あらゆる外国資本家が中国に来て投資し工場を設立することは、本質的にはいずれも資本輸出であり、その目的は最大限の資本利潤を追求するためである。外国資本家も資本家であり、われわれは多くの華僑と香港・マカオ同胞が特区に来て投資することは愛国の動機から出ていることを否定しないのであり、それはその通りであって、華僑は確かに愛国的であるが、しかし資本利潤が得られないなら、一般的に言ってかれらは投資するはずがない。他面で、われわれは、このような搾取が条件つきであることを見てとらなければならない。特区において、外資の投資企業が獲得する利潤は、すべて資本家の所有に帰すのではなく、生産の中で創造される新しい価値のうち、一部は労働者の賃金と福利費に渡し、一部は税金と土地使用費の形態で社会主義国家に渡し、われわれの財政収入となる。残ったものが純利潤であり、労働者が資本家のために創造する剰余価値

中国経済特区の若干の問題について

である。

われわれは平等互利の原則の下に、資本家に合法的利潤を与えなければならず、われわれは一定の期間、中国の法律の範囲内での搾取を承認しなければならず、経済的代価で外資と技術を導入しないなら、われわれはいっそう多くのものを輸出できず、外貨を取得することはできず、国外からわれわれのいっそう必要とするものを買い上げることができないし、自力更生の物質的基礎を増強できないし、立ち遅れた様相をすみやかに改めることはできない。建設のテンポを早めるために、一定の代価を支払うことは必要である。レーニンはそのように述べたことがある。つまり、「先進的大資本主義の援助がえられさえすれば、われわれの無限の富のなから、われわれの豊富な原料資源から、数億、また数十億を、ゆずろうとも、惜しくはない。」<sup>(3)</sup>また、次のように言う。「資本主義は余分の利潤を受けとるであろう——この余分な利潤も、大目に見ておこう——、われわれは、それによってわれわれが地歩をかため、決定的に自立し、そして経済的に資本主義を打ち負かすような、基本的なものを手にいれるであろう。」<sup>(4)</sup>

われわれは平等互利の原則のもとに、外国商社に合法的利潤を与えたいと思う。二つの社会制度は平等互利の原則の下に統一することができるが、しかし、経済特区に階級闘争が存在し

ないということではない。われわれは覚醒の頭脳を保持し、資本主義と交渉し、正にきびしい闘争を包含している。

社会主義国家は国際資本主義と取引し、二つの異なる社会制度の競争であり、このような闘争は一貫して止んだことがない。外国商社が特区に来て企業・事業をおこす目的は、最大限の利潤を追求することであり、利潤の駆使のもとに、しばしば法律の隙間に乗り、ひいては窮地に陥ってのるかそるか行動に出て法律に違反する。このような状況のもとでは闘争は不可避免的である。同時に、外国資金・技術を導入するとともに、不可避免的に資本主義思想とブルジョア的生活方式、資本主義的経営風をもたらすであろう。数年来、確かに若干の幹部、ひいてはある場合は老幹部が、ブルジョアジーの糖衣砲弾の前に負けたのであるが、このような深刻な教訓をわれわれは決して軽々しく考えてはならない。われわれは不可避免的に、資本主義思想の腐蝕およびブルジョアの自由化に反対する闘争に直面している。われわれが対外開放政策を実行しているからといって、決して腐蝕反対闘争を軽視したり緩めたりはできないのであるが、このような闘争を行なわなければならないからといって、開放政策の実行に対して動揺があってはならない。われわれは思想上から行動上いたるまで、対外開放を堅持し、対内的に経済政策を活性化するだけでなく、さらに経済領域と政治文化

領域において社会主義に危害を加える、ひどい犯罪活動に打撃を与えることを堅持しなければならない。

## 六 経済特区は民族工業を弱めるか

経済特区を設けることは民族工業を弱めないだけでなく、民族工業の発展を促進する。

その理由は以下の諸点にある。つまり、(1)特区の工業品は輸出を主とし、中国の市場に入るものは、特殊に代替輸入を用いなければならない小部分にすぎない。特区から中国市場に工業品を輸入するには、規定によって関税を納めるのであり、関税は民族工業を保護する措置である。(2)外資は国際市場の要求に適応するために、特区の製品をして国際市場において競争能力をもたせ、特区に輸出する技術と設備はいずれも比較的先進的である。これらの技術と設備は、旧工場の技術改造を利用し、製品の更新に利する。これらの技術設備は一旦区外に移されると、区外の工業の高質化への前進を促進し、区外にとって有利である。(3)国際上の経済特区は、すべて国産原料、部分品およびその他の物資の使用を奨励し、中国の経済特区もかくのごとくである。特区の必要に適応するために、国際市場との競争能力をそなえなければならないのであり、このことは、関連の生産企業が不断に技術を改め、経営管理を改め、製品の質を高

め、原価を低めるのを促進する。これは必然的に、中国民族工業の発展を推進する原動力となるであろう。深圳の一九八二年の工業生産高は三億六千万円であり、一九八三年の末には七億二千万円で二倍となった。

このほか、中国の法規は規定する。中国領域内の合営企業は、中国経済の発展と科学技術水準の向上を促進することができ、社会主義的現代化建設に有利である。およそ合営企業の設立申請にさいして以下の情況の一つがある場合は批准されない。つまり、(1)中国の主権を損なう場合、(2)中国の法律に違反する場合、(3)中国国民経済の発展の要求に合致しない場合、(4)環境汚染をもたらす場合、(5)締結した協議、契約、定款等が明らかに不公平で、一方の権益を損なう場合。ここから明らかのように、中国の民族工業を弱めることはない。反対に中国の民族工業にとって有利である。

### 七 経済特区は植民地に変わるか、「小香港」に変わるか

ある同志は、経済特区が植民地、小香港に変わるのではないか、資本家は資本主義制度を特区にもちこむのではないか、と心配している。

それなら心配はいらない。(1)世界各国の経済特区から見ると

中国経済特区の若干の問題について

ら、今までに、ある国家と地区の経済特区が植民地に変わったのを見たことがない。ちょうど反対に、若干の国家と地区は経済特区を設置することによって、本国本地区の経済発展を促進している。例えば、シンガポールの外資の重工業部門に占める比重は、多くの非発達国家と地区に比べて相当に大きいのであるが、そのことでシンガポールを植民地に後退させるのではなく、外資がシンガポールの固定資産において六九億元を占め、三五パーセントを占めるのに対して、国内投資は六五パーセントを占める。このことは、外資導入がシンガポールを植民地経済に変えたのではなく、反対に、シンガポールの自力更生の強大な経済的基礎を確立したことを物語る。(2)アヘン戦争以後、中国は半植民地・半封建社会となり、それは帝国主義列強の侵略の結果である。現在、特区は中国の人民民主主義独裁と人民大衆の手に掌握されており、前提としてのいかなる不平等条約も存在しない。われわれが現在設ける経済特区はわれわれの政権の支配下であり、特区は中国の憲法、法律、条例および関連規定を遵守しなければならず、どうして植民地に変わるであろうか。レーニンには次のように述べたことがある。つまり、「資本家をまねくことは危険ではないだろうか、それは資本主義を発展させることを意味しないであろうか？ そうだ、それは資本主義を発展させることを意味する。しかし、それは危険では

ない。というのは、権力が労働者・農民の手にとどまっており、地主と資本家の所有権は回復されないからである。」中国は三〇余年の革命と建設を経て、各側面の条件は当時のロシアに比べていっそう良好であり、人民民主主義独裁、生産手段公有制の条件のもとに、資本主義と半植民地に戻る危険は決して存在しない。(3)中国には後盾となる強大な社会主義経済が存在する。中国の国营経済には五四億元の固定資産、三四億元の流動資金があり、合わせて八四億元になる。われわれが堅持するのは自力更生を主とし、外国援助を従とする方針であり、導入する外資はわれわれの強大な社会主義経済の補充にはかならず、われわれの国民経済全体の中に占める比重は小さいのであって、わが国家の経済的命脈を支配するはずがなく、社会主義の方向を変えることはいっそうのことありえない。

資本主義制度の下では経済上の搾取と政治上の抑圧は切り離しえないものである。それに対して、われわれ経済特区の外資企業の労働者は、経済上一定の搾取を受けるのはあるが、その政治的地位を改めるものではなく、また、かれらが政治上享受すべき権利を改めるものではなく、労働者は国家の法律の保護を受け、不法な搾取と抑圧を受けず、外資企業の労働者は同様に国家の指導階級の構成員であり、社会主義祖国の主人である。それに対して、植民地は宗主国が植民地の国家と人民にお

しつける政治経済制度であり、植民地は領土が占領され、政治、経済、外交、軍事、文化等の側面で独立と自主を喪失し、宗主国の支配を受ける国家と地区を指す。ある国家(もしくは地区)と他の若干の国家との経済的結びつき、程度の異なる相互浸透と依存をいずれも植民地的性質をそなえるとはみなしえない。

中国の経済特区は、対外経済協力を発展させるための方式の一つである。われわれは今日、独立自主的に、また、戦術的にこの方式を運用するのは、社会主義経済の発展を促進するためである。レーニンは、次のように述べている。「もし共産主義者が他人の手で経済を建設することができ、自分でこのブルジョアジーに学びながら、このブルジョアジーを導いて自分のぞむ道をすすむなら、そのときには、われわれはこの経済を管理することができるであらう。」われわれには建国の初期、国内のブルジョアジーの手を利用して社会主義を建設した経験をもつとともに、長期にわたる鎖國的教訓をもっている。このことは正反両面からわれわれに今後さらに外国のブルジョアジーの手を利用してわれわれの社会主義を建設しなければならぬことを教えている。経済特区を設けることは、外国資本家の利潤獲得の動機を利用して、「ブルジョアジーを導いて自分のぞむ道をすすむ」ことである。

われわれが四つの基本原則を堅持し、政治思想活動を強化するかがり、われわれは必ずや経済特区を立派に経営し、四つの現代化のテンポを促進し早めることができよう。

## 八 経済特区の性質問題について

この問題については、経済学界がなお討論中である。当面において、特区において外資を利用する方式には次のものがある。つまり、(1)委託加工・現地組立て、(2)補償貿易、(3)共同経営、(4)合資経営、(5)外資単独経営。

この五種の外資利用の方式において、前の四種が国家資本主義的性質として容易に理解することに争いはほとんどない。というのは、この四種の方式の中にはいずれも、社会主義と資本主義の二重の性質が存在するからである。それらの資本主義的性質は次の点に表現される。つまり、企業の一部は外資の投資によって経営するものであり、外資は異なる程度においては、あるが、特区企業と生産（生産管理、品種の量）、交換（商品の流通傾向、価格の高低）と分配（労働者の福利、利潤の分配）を規制している。これは、異なる程度においてであるが、資本主義的方式にもとづいて経営するだけでなく、さらに剰余価値の搾取を生み出す資本主義経済でもある。それらの社会主義的性質は次の諸点に表現される。つまり、それはわれわれが外資

と企業において相互の結びつきと制約関係を生ずる企業であり、社会主義的全人民的所有制もしくは集団的所有制が投資と経営管理に参加することによって、生産、交換、分配に対して異なる程度の決定権を有している。

第五種の方式、つまり、外資単独企業にいたっては、われわれが外資と企業の外部において結びつきおよび制約関係を生ずる企業であり、生産手段の所有制から見ると、一面で生産手段は資本家の所有に帰し、資本家はどれだけ生産するか、どのように生産するか、材料の選択、製品の販売に対して決定権をもつ。他面で、われわれは、さらに、その資本の活動範囲がわれわれによって制限され規定されるものであること、特区の計画、生産目的、投資方向はわれわれが決定するものであり、資本が一定の程度と範囲内において社会主義的国民経済の発展に有利な前提のもとに作用を発揮できるだけである。労資関係から見ると、労働者は一面で雇傭労働の性質をそなえ、資本家とこれらの関係は搾取と被搾取の関係であるが、しかし、これらの企業の労働者は、やはり社会主義国家の主人であり、これは社会主義法律の保護を受け、同様に社会主義の各種の政治的権利を広範に享受し、製品の分配は資本家の手に握られているが、これらの企業の得る利潤はまたすべて資本家の所有に帰するのでなく、その中の一部が税収の形態で国家に上納さ

れ、社会主義の国民的収入となる。したがって、それは完全な資本主義的性質の経済とは区別され、国家資本主義的性質に属するものである。レーニンとは、国家資本主義とは何であるかについて、かつて次のように述べたことがある。「われわれが制限を加えることができ、その限界をさだめることができるような資本主義のことである。この国家資本主義は国家に結びついている……。」外資に利潤を取得させ、ある意味から言えば、一種の購買政策でもある。

このほか、特区にはさらに、特区に奉仕する若干の全人民的所有制、集団的所有制および個人所有制の企業・事業が存在する。ただし、それらは特区において主要な地位を占めない。全体として言えば、特区の経済的性質は、中国の主権内において社会主義経済指導下の国家資本主義が主体となる経済区であるべきであり、もしくは基本的に国家資本主義的性質に属する経済であると言うべきである。

### 九 経済特区の法制建設問題

経済特区を立派に行なうには、完備しかつ明確な立法をもたなければならず、中国は特区の立法活動をきわめて重視している。一九七九年の第五期全国人民代表大会第二回会議において、われわれは「中華人民共和国中外合資経営企業法」を採択し、

一九八〇年八月の全国人民代表大会常務委員会は「中華人民共和国広東省経済特区条例」を批准し、一九八一年一月一七日に全国人民代表大会常務委員会が授權して、広東省第五期人民代表大会常務委員会第一三回会議が一九八一年二月二〇日に「広東省経済特区入出境者管理暫行規定」、「広東省経済特区企業登記管理暫行規定」、「広東省経済特区労働賃金管理暫行規定」、「深圳経済特区土地管理暫行規定」を採択し、この四つの単行法規は一九八二年一月一日に施行された。当面さらに五つの法規を起草中である。一九八二年二月四日の憲法第一八条は、また、中外合資経営と外資単独経営に関する問題を規定した。一九八三年九月には、さらに、「中華人民共和国中外合資経営企業法实施条例」を採択し、いっそう具体化された。

現在、すでに公布された涉外経済法規は二三にのぼり、さらに正に起草中のものもある。経済特区の法規は、国際私法と国際慣例にかかわるだけでなく、また、中国の憲法、民法、経済法と原則上の抵触があつてはならない。投資者に言いえれば、投資に危険があるかどうか、利潤はどれだけ大きいのか、利潤が実現できるかどうか、かれらの手に集まるかどうか、このことがかれらの考慮する問題である。これらの問題を考慮する場合には、特区の法規を根拠にしなければならない。一九七九

の投資者が依然として戸惑ったり、傍観したりしている。というの、かれらは細部を見ていないからであり、今回の細部の公布によって安心するであらう。

特区の各企業・事業の発展にともなって、わが方が投資家と若干の紛争を生じるのは避けられないのであり、これは不可避免的であり、これは双方の矛盾を表現する。われわれが協力を行なうには法律に依って矛盾・紛争を解決しなければならず、ひいては必要な闘争を展開する場合にも同様に法律に依らなければならぬ。われわれが特区の法律を制定するのは、一面で双方の経済協力を促進し投資者の合法的權益を保護するためであり、他方でわれわれの社会主義事業にとって不利な投資者の活動を制限し、法律手段によって双方の経済関係を調整することである。したがって、それはわれわれが特区を管理する有効な道具であり、若干の投資家と経済闘争を行なう法律上のよりどころでもある。

他面でも、資本主義国家の技術・設備の導入と人員が不断に入ってくるにともない、必ずや、同時に資本主義思想とブルジョア的生活方式がもたらされるであらう。若干の意志薄弱な者は、影響を受け腐蝕される可能性があり、ひいては汚職し収賄を受け私利をはかって悪事を働く等の違法乱紀行為が生ずる可能性がある。したがって、根本的弁法は思想政治活動を強化す

ることであるが、それとともに紀律および法律手段によって補なわざるをえない。

中国の涉外経済立法の原則は、次の通りである。つまり、(1) 国家主権を擁護すること、(2) 平等互利の原則を貫徹し、外国投資者の合法的利益を保護すること、(3) 経済上の対外開放の政策を実施すること、(4) 国民経済の発展を促進すること、(5) 国際慣例を参考にすること、(6) 中国がすでに参加している国際条約を尊重すること。この六点は概括するなら、国家主権を保護し、平等互利の原則を堅持し、国際慣例を参照するということである。

経済特区においては、法制建設にあたってわれわれは次のいくつかの原則を堅持しなければならない。

(1) 特区の性質、特徴および発展法則を正確に反映できるようにしなければならない。

(2) 国家主権と経済的利益が損害を受けない前提のもとに、できるだけ投資者に優遇条件を与える。

(3) 一步一步前進するとともに、思想を解放し、勇敢に新しいものを作らなければならない。

(4) 調査研究を強化し、多方面から関連資料を収集して、分析を行ない、中国の特徴と結びつけなければならない。

中国が経済特区を設置してわずかに数年しかたっていないの

に、すでにその向上・繁栄の前景がみられるのであり、とくに深圳特区の発展は、すこぶる早い。経済特区は、中国ではやはり新生の事物であり、その創設は必ずや中国の四つの現代化の迅速な成功に有利であり、社会主義祖国のために貢献するであろう。

注

- (1) 『レーニン全集』(大月書店版)第三二巻二〇六ページ。
- (2) 同上同巻三七八ページ。
- (3) 同上同巻二一一ページ。
- (4) 同上第三一巻四八七ページ。
- (5) 同上第三二巻三九八ページ。
- (6) 同上第三三巻二九七ページ。

訳者あとがき

本稿は、中国人民大学法律系の董成美副教授(一九二八年雲南省昆明市に出生、一九五一年北京大学政治系卒業)が一九八四年四月に執筆された原稿を翻訳したものである。

現在、中国は対外経済開放政策を推進しているが、なかでも経済特区がその中心であり、これに対する日本の研究者ならび

に経財界の関心がきわめて高まっている。そうした関心に少なからず応える、特区の全体的研究論文として紹介した次第である。